

2021年度第29回埼玉県女子サッカーリーグ大会実施要項

主 旨：埼玉県女子サッカーの強化と普及を図り、合わせて新生女子サッカーチームの育成・定着をめざし、女子サッカーの発展に資する。

名 称：2021年度第29回埼玉県女子サッカーリーグ大会

主 催：公益財団法人埼玉県サッカー協会

主 管：埼玉県女子サッカー連盟 一般部会

期 間：2021年5月1日～2021年11月30日

参加チーム： 1部

【Aブロック】

- 1) 東京国際大学女子サッカー部サテライト
- 2) GRAMADO FC TOKINAN
- 3) ちふれAS エルフェン埼玉マリ U-15
- 4) 白岡 SCL+ (プラス)
- 5) フィリア FC
- 6) 上福岡女子 SC

【Bブロック】

- 1) 1FC 川越水上公園メニーナ U-18
- 2) 白岡 SCL
- 3) 浦和レッドダイヤモンドレディースジュニアユース
- 4) DBFC 楓昂
- 5) 越谷レディースファミリー
- 6) FC Angeles

2部

【Aブロック】

- 1) 1FC 川越水上公園メニーナ セカンド
- 2) 白岡 SC レディース
- 3) 大宮アルディージャ VENTUS U-15
- 4) 白岡 SCL U-13
- 5) 武蔵丘 SC CYNTHIA
- 6) FC 熊谷 PRECIOSA *新規

【Bブロック】

- 1) 大宮 FC エンジェルス
- 2) GRAMADO FC TOKINAN SECOND
- 3) FC JAM-G
- 4) 熊谷リリーズジュニアユース カサブランカ
- 5) Nanryo-E-S(南稜エスタディオシスターズ)
- 6) 戸塚 FC ガールズ U15 *新規

- 出場資格：(1) 2021 年度(公財)埼玉県サッカー協会に加盟登録されるチームであること。
(2) 2021 年度(公財)埼玉県サッカー協会に加盟登録される選手で、次の資格を有する者。
12 歳以上(中学生以上)の女子で他のチームに二重登録されていないこと。
(3) 12 歳以上(中学生以上)の女子よりなる埼玉県女子サッカーリーグに登録されたチームおよび選手。
(4) 選手は、当リーグ規定第 3 条に従った女性。
(5) リーグの定める『申込書』に必要事項を記入の上、下記の事務局に送付する。
(6) 2 部は、2 チーム以上が合同チームとして参加することができる。しかし、この合同した参加チームは 1 部リーグへ昇格できない。
(7) 外国人選手で、事情により他国のサッカー協会に登録しており、(公財)日本サッカー協会の手続きができない場合、原則としては禁止するが、半期以内の試合に参加する場合は、登録チームに参加を許可する。その参加チームは上位リーグへ昇格できない。
(8) 登録選手証の提示：試合前に、(公財)日本サッカー協会の発行した電子登録選手証をカラーコピーしたもの(写真付)または画面上で表示したもののいずれかを提示できなければ、その試合に出場することができない。

移 籍：(公財)日本サッカー協会の定める『選手移籍規定』による。

競 技：(1) (公財)日本サッカー協会競技規則 2021/2022』による。

(2) 試合時間は、1 部は 70 分、2 部は 60 分とする。

ハーフタイムのインターバルは 1 部・2 部ともに、10 分とする。

(3) 雨天等による中止(順延)の決定は、当日の午前 6 時 30 分までに各部の会場運営責任者が各チームへ連絡する。

ユニフォーム：ユニフォームは必ず異色のもの 2 組を登録しなければならない。

ユニフォームへの広告は認める。但し、(公財)日本サッカー協会の「ユニフォーム規定」に基づき、所属協会を通じて(公財)日本サッカー協会の承認を得たものに限る。

背 番 号：リーグ登録に際して提出する『選手登録票』に必ず背番号を記入する。その背番号は個人固有のもので変更できないものとする。背番号の記入のない選手は、リーグに出場できない。ただし、2 部については、選手・チームの経済的負担を減らし参入し易くする主旨から、背番号は選手固有のものでなくても可とする。但し、同一試合で同じ番号を 2 名以上の選手がつけての出場は出来ない。

参 加 費：・埼玉県女子サッカーリーグ参加費

1, 2 部リーグ：5, 000 円

・参加費は下記口座に振込をする。

振込締切日 4 月 23 日(金)

振込先 埼玉りそな銀行 浦和東口支店 普通預金 3851496

埼玉県女子サッカー連盟 会長広羽良一(カイヤウ ヒロハヨウイチ)

・選手登録 提出締切日 4 月 23 日(金)

・日程報告書 提出締切日 4 月 23 日(金)

審 判：審判員は審判委員が手配し、1 部は主審と副審を派遣、2 部は主審のみ派遣、副審はチーム帯同とする。ただし、1 会場 1 試合の場合は主審・副審とも派遣とする。第 4 審は全てチーム帯同とする。

大会運営委員会：

委員長 渡辺 典子（女子連盟理事長、代理）
副委員長 （一般部会長）
審判委員 佐藤 ゆみ（女子連盟審判委員長）、渡辺 良彦（女子連盟審判委員）、
市川 隆夫（女子連盟審判委員）、小野寺 秀夫（女子連盟審判委員）、
委員 （一般部会事務局）、（一般部会会計）
（リーグ事務局）

埼玉県女子サッカーリーグ事務局：

d

埼玉県女子サッカーリーグ競技規則

第1条 名称

このリーグは、埼玉県女子サッカーリーグという。

第2条 目的

埼玉県女子サッカーリーグは、埼玉県内における女子のサッカー技術の向上と健全な育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。

第3条 選手の資格

このリーグに参加することのできる選手は、（公財）日本サッカー協会ならびに（公財）埼玉県サッカー協会に登録したチームに登録された下記の選手であり、かつスポーツ保険に加入している選手であること。

- (1) 12歳以上(中学生)の女子
- (2) 他のチームに二重登録されていないこと。

第4条 外国籍選手

5名まで登録できるが、試合出場は1試合を通して3名までとする。ただし、学校教育法に定める学校の単独チームの登録人数は制限しないが、試合出場は1試合3名までとする。

第5条 選手の登録

- (1) 選手の登録は、1チームの選手数に制限を設けない。
- (2) 登録は所定の用紙に記入し、リーグ事務局に提出する。
- (3) 登録は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、追加の場合は、登録日より3月31日とする。試合の出場はWeb登録及び登録料納付後、リーグ事務局に水曜日までに登録することで土曜日より出場することができる。

第6条 移籍

（公財）日本サッカー協会の定める「選手移籍規定」による。

第7条 審判員

- (1) 審判員は本会に登録した公認審判員か、4級以上の公認審判員とする。ただし、1部の主審は3級以上とする。2部の主審については3級以上もしくは3級取得を目指す4級審判員（この場合、インストラクターを付ける）とする。
- (2) 各チームは、選手の登録と同時に、審判員2名以上を登録する。
- (3) 主審は試合終了後、審判報告書を作成し会場運営担当者に提出する。会場運営担当者は、速やかにリーグ事務局に提出しなければならない。

(4) 審判員に謝礼を支払う。(主審 4,000 円、副審 3,000 円、4 審 1,000 円、ただし帯同審判員は謝礼なし)

第 8 条 組分け及び試合

(1) 本リーグは 1 部リーグ、2 部リーグとする。

(2) 1 部リーグ 12 チーム、2 部リーグ 12 チーム。

(3) 試合は、各リーグを 2 ブロック (A, B) に分け、1 回の総当たりおよび順位決定戦で順位を決める。

(4) 試合時間は、1 部 70 分、2 部は 60 分とし PK・延長戦は行わない。ハーフタイムのインターバルは、各リーグとも 10 分とする。

第 9 条 試合の成立

(1) 試合時の人数は 7 名以上とする。

(2) 各チームのメンバー用紙は交替要員を含め、当該試合のキックオフ 60 分前までに、会場運営担当者に提出しなければならない。

(3) メンバー用紙提出後、キックオフまでに先発メンバーの選手が出場不可能になった場合、交替要員のうちから補充することはできるが、交替要員の補充並びに変更は認めない。

第 10 条 選手の交代等

(1) 選手の交代は、試合登録(20 名以内)された選手から、主審の許可を得て、前後半を通じ、ゴールキーパーを含め交替要員から 7 名以内とする。

(2) ベンチに入ることのできるスタッフは登録票に記載されたスタッフの中から 5 名以内(医療関係者含む)とする。

事前に、登録票に記載されたスタッフであれば、当日メンバー表への記載は可。

(3) 選手への指示は、テクニカルエリア内より行う。(テクニカルエリアを設ける)

試合球は(公財)日本サッカー協会検定球で、5 号縫いボールとする。

原則として当該チームの持ち寄りとする。尚、主審がボールを承認する。

第 11 条 順位の決定

(1) リーグの期間は 1 年間で、A, B ブロック (各 6 チーム) での総当たりおよび順位決定戦で順位を決める。

(2) 順位は勝点の多い順によるものとし、勝点は勝者 3 点、引き分け 1 点、敗者は 0 点、棄権チームは 0 点とする。勝点が同点の場合は、次の順序によるものとする。

a) 全試合の得失点差(全得点-全失点)の多い順

b) 同じ場合は次の順により決定する。

1) 得点数が多い順

2) 当該チームの対戦成績

3) すべて同じ場合は同順位にするが、第 12 条の入れ替えにかかる場合は、順位決定戦を行う。

(3) 順位決定戦において同点の場合は、PK を行う。

第 12 条 入れ替え(自動昇格、降格)

選手資格は(公財)日本サッカー協会に登録された選手で、各リーグに登録されていること。

(1) 1 部優勝チームは関東リーグ出場チームとの入れ替え戦に参加できる資格権利を有する。但し、優勝チームがその権利を辞退した場合は次順位のチームが権利を得ることが出来る。

(2) 1部下位4チームは2部へ降格し、2部上位2チームは1部へ昇格する。但し、1部優勝チームが関東リーグへ昇格した場合は、1部の下位1チームが2部へ降格する。又、1部チームが辞退した事で1部チームが10チームを満たさない場合は、2部へ降格した1部チームが優先して1部の権利を得る。関東リーグより降格したチームがあった場合は1部下位2チーム+ 関東リーグ降格チーム数が2部に降格する。

(3) 昇格を辞退希望するチームはリーグ総会にて決定する。

(4) 最終的な2022年度のリーグ編成については、リーグ総会にて決定する。

第13条 試合日程

決定後の試合日程は原則変更しない。ただし、正当な理由（雨天、学校行事、上位大会、不測のグラウンド予定変更等）と実行委員が認めた場合は延期できる。その場合、費用の増加分は当該チームが負担する。

第14条 複数チームの参加

リーグの目的から、1クラブ複数のチーム参加を認めるが、参加チームは次の事項を厳守すること。

(1) リーグ名簿に登録された選手を、同クラブチーム間の下位リーグから上位リーグへの追加登録を後期（9/1～）に5名まで認める。但し、同リーグ内での登録変更は認めない。

第15条 罰則規定

未登録の選手が出場した事が発覚した場合、当該チームに対しては、その試合を不戦負とする。

(1) 警告：各リーグ2回、主審より警告を受けた選手は、次の1試合の出場を停止する。

(2) 退場：本リーグにおいて主審より退場を命じられた選手は原則として次の1試合の出場を停止する。ただし、著しい不正行為により退場を命じられた場合、その選手は規律委員会において決定された期間、試合の出場を停止とする。規律委員会構成員は、女子委員長（又は理事長）・一般部会長・審判委員長・リーグ事務局とする。

(3) 懲罰の決定・適用

懲罰の検討が必要となる事案が発生した場合は、（公財）日本サッカー協会の懲罰規定を踏まえて、規律委員会での審議を経て、一般部会役員会において審議・決定する。

第16条 不戦勝

相手チームの棄権により不戦勝になったチームの得点は5対0とする。同一チームに2試合以上の不戦敗があった場合は、規律委員会において懲罰の適用について審議する。

第17条 附則：

(1) 荒天のほか、不測の事態での処理は下記の通りとする。

1. 雷の予兆があった場合は、試合を中断或いは中止とする。審判員と関係し会場責任者が決定する。

2. 雷以外（荒天など）での中断について、中断時間は20分間を限度とし、20分以内に回復しない場合は、雷による中断要綱を準用する。

3. その場合の処置については次の通りとする。

① 試合開始前の場合。

開始遅延20分を経過して開始不可の場合は再試合とする。

② 試合開始後の中断で、20分経過して再開不可の場合。

前半を未消化の場合は再試合とする。前半を終了した場合は、その時点でのスコアにより勝敗を決定する。その他の試合ルールについては、(公財)日本サッカー協会競技規則に準ずる。